

公立保育所時間外保育料について

(1) 新制度の時間外保育（延長保育）イメージ

ア 月曜日から金曜日まで

(ア) 保育標準時間認定の利用者

7:30	8:30		16:30	18:30	19:00
通常保育 (就労等の実態にあわせて必要な利用を行う)					時間外 保育
最長 11 時間					
基本保育料					有 料

(イ) 保育短時間認定の利用者

7:30	8:30		16:30	18:30	19:00
時間外 保育	通常保育 (就労等の実態にあわせて必要な利用を行う)			時間外 保育	時間外 保育
	最長 8 時間				
有 料	基本保育料			有 料	

イ 土曜日 開所時間 7 時 30 分から 16 時 30 分まで

(ア) 保育標準時間認定の利用者

7:30	8:30		16:30
通常保育 (就労等の実態にあわせて必要な利用を行う)			
最長 9 時間			
基本保育料			

(イ) 保育短時間認定の利用者

7:30	8:30		16:30
時間外 保育	通常保育 (就労等の実態にあわせて必要な利用を行う)		
	最長 8 時間		
有 料	基本保育料		

(2) 利用者負担額の設定について

ア 保育標準時間認定の利用者

(ア) 月額料金：3,000 円

(イ) 日額料金：300 円（30 分当たり）

イ 保育短時間認定の利用者

日額設定のみといたします。

(ア) 18 時 30 分以前の時間外保育について（土曜日は 16 時 30 分以前）

日額：100 円（30 分当たり）

(イ) 18 時 30 分以後の時間外保育について

日額：300 円（30 分当たり）

ウ ア及びイについて、生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料といたします。